

【公開版】

2021年5月17日
日本原燃株式会社

保安規定変更申請補正箇所まとめ

黄色のハッチング: 前回提出資料からの変更箇所

以下に 2020 年 1 月 29 日の保安規定変更申請からの補正箇所を示す。また、別添 1、別添 2 の補正前後表に 1 月 29 日の保安規定変更申請からの具体的な補正内容を示す。

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	補正前後表該当ページ		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
1	第 26 条	—	(以下、略) を削除	記載の適正化	P. 1/8	—	その他
2	第 29 条の 2 の 2	—	再処理の定義を別表 9 (第 32 条関連) の注釈から移動	記載の適正化 (本文に規定されるため、本文の初出箇所に定義するのが適切であるため)	P. 1/8	—	2/24 ヒアリング
3	第 29 条の 4	—	「新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、」を再処理の定義の記載を踏まえ修正	記載の適正化 (規定内で整合した表現とするため)	P. 1/8	—	その他
4	第 29 条の 6	第 12 条の 6	「その他自然災害」として「地震その他の自然災害」を対象とする旨の表現を追加	その他自然災害の対象の明確化 (「その他自然災害発生時の体制の整備」において、添付 1 の実施基準における地震のみならず、その他自然災害を包括的に含み整備するものであることを示すため)	P. 1/8	P. 1/3	4/14 ヒアリング
5	第 30 条	—	変更理由を「・火災発生時の体制の整備への変更」「・火災発生時及びその他の自然災害発生時の体制の整備へ	記載の適正化 (現行規定には地震発生時の措置も含まれるため)	(補正前後表への記載なし)	—	その他

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	補正前後表該当ページ		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
			の変更」に修正				
6	第 30 条の 3	—	安全上重要な施設等が、「安全上重要な施設」及び「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」を示すことの定義追加	安全上重要な施設等の定義を明確にするため	P. 2/8	—	2/24 ヒアリング
7	—	第 13 条	変更理由について資料 2-⑧にて説明している内容を記載	変更理由を明確にするため	—	(補正前後表への記載なし)	3/16 ヒアリング
8	第 88 条	—	従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示追加	廃棄物管理施設の運用との整合のため	P. 2/8	—	4/14 ヒアリング
9	—	第 31 条	「社員等」を「社員等及び請負事業者等」に変更	記載の適正化（請負事業者等も含めて認識できる場所へ表示するため）	—	P. 1/3	その他
10	第 103 条	—	従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示追加	廃棄物管理施設の運用との整合のため	P. 2/8	—	4/14 ヒアリング
11	—	第 41 条	「社員等」を「社員等及び請負事業者等」に変更。	記載の適正化（請負事業者等も含めて認識できる場所へ表示するため）	—	P. 1/3	その他
12	第 111 条の 2	第 49 条の 2	通信連絡手順の整備に記載されている「警報装置」の削除	警報装置は今後設置予定であるため	P. 2/8	P. 1/3	4/14 ヒアリング
13	—	第 49 条の 2	通信連絡手順の整備に記載されてい	再処理事業指定基準規則第 27 条	—	P. 1/3	2/24 ヒア

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	補正前後表該当ページ		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
			る「データ伝送」の削除	(通信連絡設備) 及びその解釈に基づき、再処理事業指定申請書に記載した要求であり、廃棄物管理施設にはないため			リング
14	第 111 条の 2	—	「設計基準事故」を「設計基準事故等」に修正	第 111 条の 3 と整合した記載とするため	P. 2/8	—	4/14 ヒアリング
15	第 111 条の 2	—	「設計基準事故等」の定義を追加	設計基準事故に至るおそれのある運転時の異常な過渡変化も踏まえたものであることを明確にするため	P. 2/8	—	4/14 ヒアリング
16	—	第 49 条の 2	「安全設計上想定される事故等」の定義を追加	安全設計上想定される事故等に至るおそれのある事象も踏まえたものであることを明確にするため	—	P. 1/3	4/14 ヒアリング
17	—	第 49 条の 3	「事業所内の人への退避のために用いる」を「安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いる」に修正	第 49 条の 2 と整合した記載とするため	—	P. 1/3	4/14 ヒアリング
18	附則	附則	変更毎の附則として管理することとし、記載を修正(申請時はその申請回の附則のみ記載、完本に現在有効な附則を全て記載)	記載の適正化	(補正前後表への記載なし)	(補正前後表への記載なし)	1/29 ヒアリング
19	別表 7 の 3	—	変更後を「別表 9 に定める安全上重要	記載の適正化	P. 3/8	—	3/16 ヒア

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	補正前後表該当ページ		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
			なインターロック等」としているものについて「別表9 1.に定めるインターロック等」に変更				リング
20	別表7の3	—	各インターロックの機能分類の記載を再処理事業指定申請書に合わせて修正	再処理事業指定申請書との整合のため	P. 3/8	—	3/16 ヒアリング
21	別表7の3	—	インターロック名称を高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高インターロックから高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気側出口温度高インターロックへ修正	記載の適正化	P. 3/8、4/8	—	3/16 ヒアリング
22	別表7の3	—	以下の表現の修正等 ○「安全保護系」→「安全保護回路」 ○「安全に係るプロセス量等の維持機能（核、熱、化学的制限値等の維持機能）」→「安全に係るプロセス量等の維持機能（熱的、化学的、核的制限値等の維持機能）」 ○記載位置の修正	記載の適正化	P. 3/8	—	その他
23	別表9	—	表中の項目「安全上重要なインターロック等」を「保安上特に管理を必要す	記載の適正化（分割した1.、2の両表に整合した表項目とするた	P. 4/8、5/8	—	その他

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	補正前後表該当ページ		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
			るインターロック等」に変更 燃料取出設備の欄に記載される「左記 の安全上重要なインターロック等」に ついては「左記の保安上特に管理を必 要するインターロック等」に変更	め)			
24	別表 9	—	再処理の定義を別表 9（第 32 条関 連）の注釈から削除	記載の適正化（本文に規定される ため、本文の初出箇所に定義する のが適切であるため）	P. 5/8～ 7/8	—	2/24 ヒア リング
25	別表 9	—	新旧対照表で省略している注釈を記 載	記載の適正化（変更について明確 にするため）	P. 5/8	—	3/16 ヒア リング
26	別表 9	—	別表 9 1. の注釈**について、2. にも適用されることを明確化	記載の適正化	P. 7/8	—	その他
27	—	添付 1 1. 2 (3) a. (a)	「火災及び爆発から防護すべき火災 防護対象設備（「安重機能を有する機 器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ 込め機能を有する構築物、系統及び機 器のうち、「安重機能を有する機器等」 を除いたものをいう。）」のうちのあと の”、” 削除	記載の適正化	—	P. 2/3	3/16 ヒア リング
28	添付 1 1.4 (1) c.	—	再処理施設の表現を廃棄物管理施設 に合わせて「に基づき」へ修正	記載の適正化	P. 7/8	—	3/16 ヒア リング

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	補正前後表該当ページ		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
29	添付 1 1. 4 (2) m.	添付 1 1. 4 (2) m.	消火活動に必要な設備の設置について、主語に「管理担当課長」を追加するとともに、「設置」を「管理」に記載変更	既に設置している設備もあり、設置後の管理の運用として記載する方が妥当であり、また、建屋内は各建屋の管理担当課が管理しているため	P. 7/8	P. 2/3	その他
30	—	添付 1 2. 5	「可能な限りの対処を行う方針とする。」の「方針とする」を削除	記載の適正化（再処理施設保安規定との記載の統一のため）	—	P. 2/3	2/24 ヒアリング
31	添付 1 4. 5	—	「新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、」を再処理の定義の記載を踏まえ修正	記載の適正化（規定内で整合した表現とするため）	P. 7/8	—	その他
32	—	添付 1 3. 4 (1) c.	タイトルである「制御室の居住性確保に関する対策」を変更	記載の適正化（内容は居住性が損なわれるおそれがある場合の対応であるため）	—	P. 2/3	3/16 ヒアリング
33	—	添付 1 3. 6	火山影響等発生時における廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置の判断基準の記載を修正	記載の適正化（再処理施設保安規定との記載の統一のため）	—	P. 2/3、3/3	2/24 ヒアリング
34	添付 1 5	—	機器名称の修正、他	記載の適正化	P. 8/8	—	その他

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	補正前後表該当ページ		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
35	別紙	別紙	変更理由の最後の記載の適正化における章番号、条番号、項番号及び号番号を実際に変更しているものに限つて記載するよう修正	記載の適正化	(補正前後表への記載なし)	(補正前後表への記載なし)	その他
36	別紙	—	2. (11) のタイトル「第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料の配備及び供給手順整備の追加」から「及び供給手順整備」を削除	記載の適正化（自動供給であり、供給手順整備という記載には語弊があり、新旧対照表の記載とも整合していないため）	(補正前後表への記載なし)	—	その他
37	—	別紙	2. 変更理由へ予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合の措置の追加する旨を記載	記載の適正化	—	(補正前後表への記載なし)	その他
38	—	別紙	第13条の変更（ガラス固化体受入時の他の貯蔵ピットにガラス固化体を移動可能であることの確認廃止）について、その他の運用変更に係る変更として記載追加	記載の適正化	—	(補正前後表への記載なし)	3/16 ヒアリング
39	別紙	—	第76条の変更（作業管理に係る計画の運用の適正化）について、その他の運用変更に係る変更として記載追加	記載の適正化	(補正前後表への記載なし)	—	3/16 ヒアリング

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	補正前後表該当ページ		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
40	別紙	別紙	<p>保安規定（最新認可版）の認可回次を以下のことおり変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月4日付け原規規発第2103044号をもって認可を受けた再処理事業所再処理施設保安規定 ・ 令和3年3月4日付け原規規発第2103046号をもって認可を受けた再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 	<p>並行申請していた眼の水晶体の線量限度変更に係る保安規定認可申請が先に認可を受けたため。</p> <p>なお、眼の水晶体の線量限度変更に係る保安規定認可申請と変更箇所についての重複はない。</p>	(補正前後表への記載なし)	(補正前後表への記載なし)	その他

再処理施設保安規定 補正前後表（1 / 8）

補正前	補正後	補正理由
<p>第3章 再処理施設の操作 第1節 通 則</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>9 各職位は、安全機能を有する施設の誤操作を防止するための措置を講じる。 <u>(以下、略)</u></p>	<p>第3章 再処理施設の操作 第1節 通 則</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>9 各職位は、安全機能を有する施設の誤操作を防止するための措置を講じる。 <u>(削除)</u></p>	・記載の適正化
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第29条の2の2 (略)</p> <p>6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第29条の2の2 (略)</p> <p>6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理*及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>* : この規定において、「再処理」とは、<u>使用済燃料からウラン及びプルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することをいう。</u> また、「せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設（ウラン精製設備又はプルトニウム精製設備）又は脱硝施設（ウラン脱硝設備又はウラン・プルトニウム混合脱硝設備）における再処理」とは、<u>各々の施設（各々の設備）において使用済燃料からウラン又はプルトニウム（分離施設においてはプルトニウム）を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。</u></p>	・記載の適正化 (「再処理」の定義の移動、表現の適正化)
<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第29条の4 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</p>	<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第29条の4 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ及び新たなせん断処理施設における再処理を停止し、工程内の使用済燃料等は溶解施設、分離施設、精製施設及び脱硝施設における再処理を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</p>	・記載の適正化
<p>(その他自然災害発生時の体制の整備)</p> <p>第29条の6 技術課長は、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(その他自然災害発生時の体制の整備)</p> <p>第29条の6 技術課長は、その他自然災害 <u>(地震その他再処理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。)</u> 発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(以下、略)</p>	・その他自然災害の対象の明確化
<p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第30条の3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に関する機能に係る不適合が発生した場合又は不適合の発生が想定されると判断した場合（これらの事態を本条において「不適合等」と記す。）は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5日以内（休日を除く。）に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第30条の3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に関する機能に係る不適合が発生した場合又は不適合の発生が想定されると判断した場合（これらの事態を本条において「不適合等」と記す。）は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5日以内（休日を除く。）に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。</p> <p>(略)</p>	

再処理施設保安規定 補正前後表 (2 / 8)

補正前	補正後	補正理由								
<p>2 (略)</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設等の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中止を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設等[*]の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中止を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>* : この規定において、「安全上重要な施設等」とは、「安全上重要な施設」及び「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」をいう。</p>	・安全上重要な施設等の定義の明確化								
<p>(大気への放出)</p> <p>第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようとする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表42に定める放出管理目標値を超えないようとする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表41に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(大気への放出)</p> <p>第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようとする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表42に定める放出管理目標値を超えないようとする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表41に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	・従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加								
<p>(環境監視)</p> <p>第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(環境監視)</p> <p>第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p> <p>4 環境管理課長は、第1項 別表48の周辺監視区域境界付近の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	・従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加								
<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第111条の2 技術課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第111条の2 技術課長は、設計基準事故等[*]が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>* : この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</p>	・第111条の3と整合した記載に修正 ・設計基準事故等の定義の明確化 ・設置前の警報装置に係る記載削除								
<p>別表7の3 安全上重要な施設等及びその安全機能（第30条の3関係）</p> <p>1. 安全上重要な施設及びその安全機能</p> <table border="1"> <tr> <td>分類及び安全機能</td> <td>安全上重要な施設</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	分類及び安全機能	安全上重要な施設	(略)	(略)	<p>別表7の3 安全上重要な施設等及びその安全機能（第30条の3関係）</p> <p>1. 安全上重要な施設及びその安全機能</p> <table border="1"> <tr> <td>分類及び安全機能</td> <td>安全上重要な施設</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	分類及び安全機能	安全上重要な施設	(略)	(略)	
分類及び安全機能	安全上重要な施設									
(略)	(略)									
分類及び安全機能	安全上重要な施設									
(略)	(略)									

再処理施設保安規定 補正前後表 (3 / 8)

補正前		補正後		補正理由
(略)	(略)	(略)	(略)	・再処理事業指定申請書との整合
(5) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統 冷却水系統等	(5) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統 冷却水系統等	(5) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統 冷却水系統等	(5) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統 冷却水系統等	・記載の適正化
PS／安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能) 又はMS／安全に係るプロセス量等の維持機能 (核, 热, 化学的制限値等の維持機能)	① 計測制御設備 別表9に定める安全上重要なインターロック等 (上記(9)に該当するものを除く。) 別表17に定める漏えい検知装置等	① 計測制御設備 別表9 <u>1.</u> に定める安全上重要なインターロック等 (上記(9)に該当するものを除く。) 別表17に定める漏えい検知装置等	① 計測制御設備 別表9 <u>1.</u> に定める安全上重要なインターロック等 (上記(9)に該当するものを除く。) 別表17に定める漏えい検知装置等	・再処理事業指定申請書との整合
PS／安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱等の除去機能)	② 冷却設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 プール水冷却系 (削除)	② 冷却設備 <u>PS／安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱等の除去機能)</u> (略)	② 冷却設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 プール水冷却系 (削除)	・記載の適正化
MS／放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)	(略) ⑥ 上記(5)の安全保護系により保護動作を行う機器及び系統 高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック 逆抽出塔内の溶液温度高により、供給する有機溶媒、硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の供給を停止するインターロック ウラン濃縮缶の加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック <u>第2酸回収系蒸発缶の加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u> <u>可溶性中性子吸収材緊急供給系</u> <u>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u> <u>高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u> <u>流下ガラスが所定重量値に達すると流下を停止するインターロック</u>	(略) ⑥ 上記(5)の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統 高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック 逆抽出塔内の溶液温度高により、供給する有機溶媒、硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の供給を停止するインターロック ウラン濃縮缶の加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック <u>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u> <u>第2酸回収系蒸発缶の加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u> <u>(削除)</u>	⑥ 上記(5)の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統 高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック 逆抽出塔内の溶液温度高により、供給する有機溶媒、硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の供給を停止するインターロック ウラン濃縮缶の加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック <u>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u> <u>第2酸回収系蒸発缶の加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u> <u>(削除)</u>	・再処理事業指定申請書との整合

再処理施設保安規定 補正前後表 (4 / 8)

補正前				補正後				補正理由
MS／安全に係るプロセス量等の維持機能（火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能） (略)	還元ガス受槽水素濃度高により還元ガスの供給を停止するインターロック プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロック <u>(追加)</u> 建屋給気閉止ダンバ（分離建屋換気設備） 建屋給気閉止ダンバ（精製建屋換気設備） 固化セル隔離ダンバ (略)	MS／安全に係るプロセス量等の維持機能（火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能） (略)	還元ガス受槽水素濃度高により還元ガスの供給を停止するインターロック プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロック <u>高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気側出口温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の供給及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u> 建屋給気閉止ダンバ（分離建屋換気設備） 建屋給気閉止ダンバ（精製建屋換気設備） 固化セル隔離ダンバ (略)	補正理由				

別表9 保安上特に管理を必要とするインターロック等（第32条関係）

1. 安全上重要なインターロック等

保安上特に管理を必要とする設備	安全上重要なインターロック等	設定値	(略)	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置	
					条件	要求される措置
(略)	<u>(追加)</u>					
分配設備	プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロック	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プルトニウム精製設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	還元ガス受槽水素濃度高により還元炉への還元ガスの供給を停止するインターロック	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表9 保安上特に管理を必要とするインターロック等（第32条関係）

1. 安全上重要なインターロック等

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	(適用される状態)	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置	
					条件	要求される措置
燃料取出設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンのつりワイヤ、つり荷を保持するためのブレーキ、フックの脱落防止金具、逸走防止のインターロック、電源喪失時のつり荷の保持機構、脱輪防止装置*	(略)	(略)	左記の保安上特に管理を必要とするインターロック等が動作可能であること。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分配設備	プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロック	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プルトニウム精製設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	還元ガス受槽水素濃度高により還元炉への還元ガスの供給を停止するインターロック	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

・記載の適正化

再処理施設保安規定 補正前後表 (5 / 8)

補正前								補正後								補正理由	
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ガラスが所定重量値に達すると流下を停止するインターロック*	428.4kg以下* ₅	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	高レベル廃液ガラス固化設備	流下ガラスが所定重量値に達すると流下を停止するインターロック*	428.4kg以下* ₄	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削除)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
安全冷却水系(使用済燃料の受入れ及び貯蔵用)	安全冷却水系膨張槽液位低警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	(略)	(略)	2系列* ₆ が動作可能であるこ と。	(追加)	(追加)	(追加)	安全冷却水系(使用済燃料の受入れ及び貯蔵用)	安全冷却水系膨張槽液位低警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	(略)	2系列* ₅ が動作可能であるこ と。	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(追加)								安全冷却水系膨張槽液位低により安全冷却水系冷却水循環ポンプを停止するインターロック**								
(略)	(略)	(略)	(略)	(追加)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(削除)

* 3 : この規定において、「再処理」とは、使用済燃料からウラン及びプルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することであり、「せん断及び溶解施設、分離施設、精製施設（ウラン精製設備又はプルトニウム精製設備）又は脱硝施設（ウラン脱硝設備又はウラン・プルトニウム脱硝設備）における再処理」とは、各々の施設（各々の設備）において使用済燃料からウラン又はプルトニウム（分離施設においてはプルトニウム）を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。

* 4 : (略)

* 5 : (略)

* 6 : (略)

(略)

2. 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持するインターロック等

保安上特に管理を必要とする設備	安全上重要なインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
分離設備	抽出塔に供給する溶解液流量高により溶解液の供給を停止するインターロック						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
分離設備	抽出塔に供給する溶解液流量高により溶解液の供給を停止するインターロック						

再処理施設保安規定 補正前後表（6 / 8）

補正前			補正後			補正理由
抽出塔に供給する有機溶媒流量低によりTBP洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を停止するインターロック			抽出塔に供給する有機溶媒流量低によりTBP洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を停止するインターロック			
第1洗浄塔洗浄廃液密度高によりTBP洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を停止するインターロック			第1洗浄塔洗浄廃液密度高によりTBP洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を停止するインターロック			
補助抽出器の中性子計数率高により第2洗浄塔から補助抽出器への洗浄廃液の移送を停止するインターロック			補助抽出器の中性子計数率高により第2洗浄塔から補助抽出器への洗浄廃液の移送を停止するインターロック			
プルトニウム精製設備	注水槽液位低警報**		プルトニウム精製設備	注水槽液位低警報**		

再処理施設保安規定 補正前後表（7 / 8）

補正前	補正後	補正理由
<p>*<u>7</u> : 第49条第1項に基づく流量設定値。</p> <p>添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応 並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 (第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連)</p> <p>1 火災 (略)</p> <p>1. 4 手順の整備</p> <p>(1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等 b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと c. 前b.を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づく設備に応じた火災防護対策を行うこと d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等 e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項 <p>(2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ~1. (略) m. 消火活動に必要な設備の<u>設置</u> 防災施設課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を<u>設置</u>する。 <p>(以下、略)</p>	<p>*<u>6</u> : 第49条第1項に基づく流量設定値。 ** : **を付した設備を除き、第56条第1項第4号及び第60条第1項の拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等に該当する。</p> <p>添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応 並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 (第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連)</p> <p>1 火災 (略)</p> <p>1. 4 手順の整備</p> <p>(1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等 b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと c. 前b.を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づく設備に応じた火災防護対策を行うこと d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等 e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項 <p>(2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ~1. (略) m. 消火活動に必要な設備の<u>管理</u> 防災施設課長及<u>び管理担当課長</u>は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を<u>管理</u>する。 <p>(以下、略)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・設置後の管理の運用の記載に修正</p>
<p>4 火山活動のモニタリング等 (略)</p> <p>4. 5 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</p>	<p>4 火山活動のモニタリング等 (略)</p> <p>4. 5 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ及び新たなせん断処理施設における再処理を停止し、工程内の使用済燃料等は溶解施設、分離施設、精製施設及び脱硝施設における再処理を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</p>	<p>・記載の適正化</p>

再処理施設保安規定 補正前後表（8 / 8）

補正前	補正後	補正理由
<p>5 火山影響等及び降雪発生時 (略)</p> <p>5. 2 教育訓練の実施 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置*1について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*1 : 火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p>	<p>5 火山影響等及び降雪発生時 (略)</p> <p>5. 2 教育訓練の実施 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>* : 火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p>	・記載の適正化

廃棄物管理施設保安規定補正前後表（1 / 3）

補正前	補正後	補正理由
(その他自然災害発生時の体制の整備) 第12条の6 技術課長は、その他自然災害発時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。 (以下、略)	(その他自然災害発生時の体制の整備) 第12条の6 技術課長は、その他自然災害 <u>(地震その他廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。)</u> 発時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。 (以下、略)	・その他自然災害の対象の明確化
(放射性気体廃棄物) 第31条 (略) 4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等が安全に認識できる場所に表示する。	(放射性気体廃棄物) 第31条 (略) 4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等 <u>及び請負事業者等</u> が安全に認識できる場所に表示する。	・記載の適正化
(線量当量等の測定) 第41条 (略) 6 環境管理課長は、第2項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等が安全に認識できる場所に表示する。	(線量当量等の測定) 第41条 (略) 6 環境管理課長は、第2項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等 <u>及び請負事業者等</u> が安全に認識できる場所に表示する。	・記載の適正化
(通信連絡手順の整備) 第49条の2 技術課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。	(通信連絡手順の整備) 第49条の2 技術課長は、安全設計上想定される事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。 <u>* : この規定において、「安全設計上想定される事故等」とは、安全設計上想定される事故及び安全設計上想定される事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</u>	・安全設計上想定される事故等の定義の明確化 ・設置前の警報装置に係る記載削除 ・廃棄物管理施設で使用しないデータ伝送の削除
(安全避難通路等) 第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。 2 (略)	(安全避難通路等) 第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、 <u>安全設計上想定される事故等が発生した場合に</u> 事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。 2 (略)	・第49条の2と整合した記載に修正
添付1 火災、火山影響等及び自然災害発時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 (第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連) 1 火災 (略) 1. 2 教育訓練の実施 防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (略) (3) 操作員に対する教育訓練 貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。 a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器 (以下「安重機能を有する機器等」という。) を火災及び爆発から防護することを目的とした火	添付1 火災、火山影響等及び自然災害発時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 (第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連) 1 火災 (略) 1. 2 教育訓練の実施 防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (略) (3) 操作員に対する教育訓練 貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。 a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器 (以下「安重機能を有する機器等」という。) を火災及び爆発から防護することを目的とした火	

廃棄物管理施設保安規定補正前後表（2 / 3）

補正前	補正後	補正理由
<p>災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。）</p> <p>(b)～(f) (略)</p> <p>b. (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>1. 3 (略)</p> <p>1. 4 手順の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. ~ 1. (略)</p> <p>m. 消火活動に必要な設備の<u>設置</u> 防災施設課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を<u>設置</u>する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。）</p> <p>(b)～(f) (略)</p> <p>b. (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>1. 3 (略)</p> <p>1. 4 手順の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. ~ 1. (略)</p> <p>m. 消火活動に必要な設備の<u>管理</u> 防災施設課長<u>及び管理担当課長</u>は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を<u>管理</u>する。</p> <p>(以下、略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>2 火山活動のモニタリング等 (略)</p> <p>2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う<u>方針とする</u>。</p>	<p>2 火山活動のモニタリング等 (略)</p> <p>2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>3 火山影響等発生時 (略)</p> <p>3. 4 手順の整備</p> <p>(1) 各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. , b. (略)</p> <p>c. 制御室の居住性<u>確保に関する対策</u> (a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>d. , e. (略)</p> <p>3. 5 (略)</p> <p>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。<u>火山影響等発生時における</u></p>	<p>3 火山影響等発生時 (略)</p> <p>3. 4 手順の整備</p> <p>(1) 各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. , b. (略)</p> <p>c. 制御室の居住性<u>が損なわれるおそれがある場合の対策</u> (a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>d. , e. (略)</p> <p>3. 5 (略)</p> <p>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置<u>*</u>について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化

廃棄物管理施設保安規定補正前後表（3 / 3）

補正前	補正後	補正理由
<u>るガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</u>	<u>* : 火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</u>	・記載の適正化